

議 案 第 34 号

松戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の改正に伴い、建築物の認定等に  
係る申請手数料等を整備するため。

松戸市手数料条例の一部を改正する条例

松戸市手数料条例（昭和27年松戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあっては「改正前部分」と、改正後欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前			改正後		
別表第4（第2条関係）			別表第4（第2条関係）		
1～4（略）			1～4（略）		
5 建築許可等申請手数料			5 建築許可等申請手数料		
事務の種類	手数料の名称	金額	事務の種類	手数料の名称	金額
(略)			(略)		
29 法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)		29 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)	
29の2 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)		29の2 法第85条第7項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	(略)	
(略)			(略)		
38の6 法第87条の3第5項の規定による用途を変更して一時的に使用する建築物の許可の申請に対する審査	(略)		38の6 法第87条の3第6項の規定による用途を変更して一時的に使用する建築物の許可の申請に対する審査	(略)	
38の7 法第87条の3第6項	(略)		38の7 法第87条の3第7項	(略)	

の規定による用途を変更して一時的に使用する建築物の許可の申請に対する審査 (略)
---

- 6・7 (略)
- 8 長期優良住宅建築等計画の認定等申請手数料

(1) 長期優良住宅建築等計画の認定

事務の種類	区分	金額
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査	建築物の用途	ア 確認書等を添付して申請した場合
	戸数の合計	イ ア以外の場合
(略)		
増築又は改築	共同住宅等	(略)
		300戸を超えるもの
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に対する審査	共同住宅等	1棟につき 382,200円
		1棟につき 5,094,400円

の規定による用途を変更して一時的に使用する建築物の許可の申請に対する審査 (略)
---

- 6・7 (略)
- 8 長期優良住宅建築等計画の認定等申請手数料

(1) 長期優良住宅建築等計画等の認定

事務の種類	区分	金額
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に対する審査	建築物の用途	ア 確認書等を添付して申請した場合
	戸数の合計	イ ア以外の場合
(略)		
増築又は改築	共同住宅等	(略)
		300戸を超えるもの
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に対する審査	共同住宅等	1棟につき 382,200円
		1棟につき 5,094,400円



の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の基準に適合すると確認して、同法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面をいう。

(2) (略)

9～11 (略)

の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の基準に適合すると確認して、同法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請の前に申請者に交付した書面をいう。

(2) (略)

9～11 (略)

#### 附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第4第5項の表の改正規定は、公布の日から施行する。